

岸和田市第4次障害者計画 パブリックコメントに対する意見・回答

番号	該当箇所	意見	件数	市の考え
1	基本目標Ⅰ-「1. 障害に対する理解の促進」	・障害に関する正しい知識を教職員が理解し、保護者や生徒に周知・啓発することで、理解が深まるのではないかと。	1	P48「1. 幼児保育・教育の充実」「2. 小・中学校における教育の充実」のなかで、職員の研修の充実について記載しており、ご指摘の点も踏まえて施策を推進してまいります。
2	基本目標Ⅰ-「2. 障害のある人の尊厳の保持」	・P43「◆選挙における配慮の推進」に補足 ⇒障害のある人たちが投票するためにどのような援助(代理投票等)があるかの周知。	2	ご指摘の点を踏まえ、本文を以下のとおり修正いたします。 ⇒P43「障害のある人が選挙に参加しやすいように、選挙公報や候補者名簿等の点字版・音声テープ版の製作とともに、投票所での車椅子の配備やスロープ設置、選挙管理本部での手話通訳者の配属等、投票しやすい環境整備を継続します。また、代理投票や郵便等による不在者投票等、障害のある人に配慮した投票制度の周知に努めます。
3	基本目標Ⅰ-「3. 安心・安全対策の推進」	・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」が現実的に稼働できるよう、地域福祉計画を始め、他の施策との実質的な連携を進めてほしい。 ・個人情報保護との関係で要支援者名簿がどのように活用されるかをきちんと議論し、防災対策に活かしてほしい。	1	「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」は、「岸和田市地域防災計画」の中の避難行動要支援者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものであり、「岸和田市障害者計画」をはじめ、「岸和田市地域福祉計画」、「岸和田市高齢者福祉計画」等の施策との整合を図り作成しています。今後も、避難行動要支援者支援の総合的な取り組みを推進するための指針として活用を進めてまいります。 要支援者名簿については、「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」において、避難行動要支援者の同意を得たうえで、避難行動要支援者名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供すること、名簿提供を受けた者は、正当な理由なく他人に知らせることや不当な目的に使用してはならないこと、としたうえで、情報の活用を進めてまいります。
4	基本目標Ⅰ-「3. 安心・安全対策の推進」	・災害時、病院と連携して、薬の服用が必要な方への薬を速やかに確保してほしい。	1	P44「1. 防災対策の推進」のなかで、「福祉避難所ガイドラインに基づき、更なる福祉避難所の指定に向けた関係機関との調整を推進します。」と記載し、災害時に要支援者の避難生活に支障が生じないよう、今後も更なる福祉避難所の確保に努めるとともに、福祉避難所ガイドラインに基づき、市民病院等における備蓄のほか、医師会等の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品の確保、供給活動の実施、必要な物資・機材の確保に努めてまいります。
5	基本目標Ⅰ-「3. 安心・安全対策の推進」	・P39「◆避難体制づくりの推進」に補足 ⇒福祉避難所の災害時備蓄については障害特性に応じて対応(例:普通食が食べられない人のためのペースト状の備蓄食料を確保/聴覚障害者への支援に対応するため岸和田市聴覚障害者福祉会が作ったハンダナや医療的ケアが必要な人を受け入れるために必要な物品の備蓄など)。	2	
6	基本目標Ⅰ-「3. 安心・安全対策の推進」	・P44「◆避難体制づくりの推進」に補足 ⇒緊急時の情報提供について、携帯電話をもたない聴覚障害者のために文字での情報提供についての検討。	1	防災行政無線デジタル化工事に伴い、住民向けメール、FAX、TEL機能を備えるとともに、市民センターには文字表示装置を設置するなど、防災情報の提供に関する環境整備を行ってきました。今後は実際に運用を進めるための周知を進めてまいります。 また、ご指摘の点を踏まえ、本文を以下のとおり修正いたします。 ⇒P44「災害時の災害情報を適切に伝達するため、防災行政無線やエリアメールをはじめ、住民向けメール、TEL、FAX機能等様々な手段を使った情報提供を行うとともに、要支援者をはじめとした市民への積極的な周知を図ります。」
7	基本目標Ⅰ-「4. 情報提供・コミュニケーション支援の充実」	・P46「◆コミュニケーションの支援の充実」に補足 ⇒「岸和田市手話言語条例」の制定。	2	手話言語条例については、国や大阪府等の動向を踏まえ調査研究してまいります。まずは、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の配置や職員の手話研修により、手話でコミュニケーションを図りやすい環境の構築を進めてまいります。
8	基本目標Ⅱ-「2. 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実」	・支援学校を増設してほしい。	1	現在増設の予定はないため計画に表記はしていませんが、ご意見を踏まえ、大阪府教育委員会に働きかけてまいります。
9	基本目標Ⅱ-「2. 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実」	・P48「◆教育体制の充実」に補足 ⇒理学療法・作業療法・言語療法等の訓練の必要な児童に対して専門的な訓練の保障。	3	P48「2. 小・中学校における教育の充実」のなかで、「肢体不自由、病弱、身体虚弱な児童に対して、しいのみ学級における機能訓練を計画的に実施します。」と記載しており、ご指摘の点も踏まえて、少しでも充実できるよう関係機関と協議してまいります。
10	基本目標Ⅱ-「2. 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実」	・P49「◆医療的ケアを必要とする児童への対応の充実」に補足 ⇒医療的ケアが必要な子どもの通学保障(現在は通学バスに乗れずに親が自家用車で送迎せざるを得ない状況)。	2	P49「4. 医療的ケアを必要とする児童への対応の充実」のなかで、看護師の配置等の充実に努めてまいります。また、P56「1. 地域生活支援・サービスの充実」の施策項目にて「移動支援事業がさらに使用しやすくなるよう、協議・検討を行います。」と記載しており、対応できる移動支援の事業所の情報提供等に努めてまいります。

11	基本目標Ⅱ-「3. 休日や放課後活動の充実」	・P50「◆放課後等における居場所の確保」に補足 ⇒夏期障害児学童保育を支援学校・支援学級の多くの保護者に周知。	1	ご指摘の点を踏まえ、本文を以下のとおり修正いたします。 ⇒夏期障害児学童保育を継続して実施し、障害のある児童やその家族に向けた周知に努めます。
12	基本目標Ⅱ-「4. 生活支援の充実」	・P51「1. 障害福祉サービスの提供」に補足 ⇒障害のある児童が緊急時に利用できる短期入所・日中一時支援・ホームヘルプサービスの充実。	3	P61「1. 地域生活支援・サービスの充実」のなかで、「障害福祉サービスの充実、短期入所や移動支援等について、緊急時にもスムーズに利用できるサービスの量の確保に努めます」と記載しており、障害のある児童も含め緊急時のサービスの充実に努めてまいります。
13	基本目標Ⅱ-「4. 生活支援の充実」	・障害のある児童(人)がいる生活保護世帯の保証を充実させてほしい。	1	市単独の取り組みではないため計画書には表記しておりませんが、市民ニーズに応じた充実が進むよう、大阪府・国への働きかけを行ってまいります。
14	基本目標Ⅲ-「1. 保健・医療の充実」	・障害者歯科診療を整備してほしい。	2	P52「2. 地域医療の充実」のなかで「障害のある人が安心して歯科診療を受けることができるよう、関連機関と連携し、障害者歯科診療を整備します。」と記載しています。
15	基本目標Ⅲ-「1. 保健・医療の充実」	・P53「◆リハビリテーションの総合化」に補足 ⇒障害のある児童(人)が機能訓練、維持期リハビリを受けられる医療機関の充実。	2	施策項目の中で、「個別のニーズに応じ、発症から維持期まで一貫したリハビリテーションを受けられるよう、関連機関との連携の一層の強化を図ります。」と記載しており、ご指摘の点も踏まえ、市民病院や他の医療機関等との連携強化を図っていく考えを示しています。
16	基本目標Ⅳ-「2. 社会参加・余暇活動の促進」	・P58「3. 外出・移動支援の充実」に補足 ⇒地域での講座等に参加が難しい重い障害のある人が通所施設での支援の後や休日など、安心して集団で過ごすことのできる余暇支援の充実。	2	P61「1. 地域生活支援・サービスの充実」のなかで、「障害のある人の日中活動の場の確保に向けた事業所の拡充に努めます。」と記載しており、通所施設での支援の後や休日などの余暇活動の充実に努めてまいります。
17	基本目標Ⅳ-「2. 社会参加・余暇活動の促進」	・P58「◆外出支援サービスの充実」に補足 ⇒移動支援に従事するヘルパーの確保。	1	施策項目のなかで、「移動支援の増加するニーズに対応するとともに、利用者へのサービスの周知を推進します。」と記載しており、ご指摘の点も踏まえて、施策を推進してまいります。合わせて、市で行うヘルパー養成講座の継続に努めてまいります。
18	基本目標Ⅴ-「1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた支えあいのしくみづくり」	・P59「◆地域福祉活動の推進」に補足 ⇒市民活動サポートセンターの設置とボランティアの育成・コーディネート等を専門的に行う人材の配置。	1	ご指摘の点を踏まえ、本文を以下のとおり修正いたします。 ⇒新福祉総合センターの整備とともに、市民活動サポートセンターを設置し、市民の自主的な活動を支援していきます。
19	基本目標Ⅴ-「1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた支えあいのしくみづくり」	・P60「◆相談対応の充実」、5行目『地域生活支援拠点等の整備の推進～』に補足 ⇒緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急対応ができるような機能の充実。	2	地域生活支援拠点等の整備について、P56「1. 地域生活支援・サービスの充実」の施策項目として、「居住支援のために必要な相談、体験の機会、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等の整備の推進により、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。」と記載しています。 今後、地域生活支援拠点等が担う必要な機能の充実について、市の実情に応じた整備を図るため、モデル事業等の事例を参考にしながら、検討を進めてまいります。
	基本目標Ⅴ-「2. 福祉サービスの充実」	・P61「◆障害福祉サービスの充実」に補足 ⇒単身で地域生活を送る障害のある人等に24時間緊急時対応が可能な体制づくり ・P61「◆障害福祉サービスの充実」に補足 ⇒地域生活拠点等の整備の推進により、短期入所や移動支援等について緊急時にスムーズに利用できるシステムの構築。	3	
20	基本目標Ⅴ-「2. 福祉サービスの充実」	・高齢障害者の移動支援にかかる利用費の負担を軽減してほしい。	1	現在、年金収入のみの場合など、多くの方は自己負担なしで利用していただいております。今後も継続してまいります。
22	基本目標Ⅴ-「2. 福祉サービスの充実」	・P61「◆障害福祉サービスの充実」に補足 ⇒成人期障害者の余暇支援の充実。	2	P57「2. 社会参加・余暇活動の促進」において、交流やふれあいの場の創出、文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進とともに、外出や移動の支援の充実について、具体的な取り組みを記載しております。
24	基本目標Ⅴ-「3. 人にやさしいまちづくりの推進」	・鉄道駅における転落防止のホームドアを設置してほしい。	3	ホームドアの設置については、各電鉄会社において、基準に沿った対応が進められています。 市としては、具体的な取り組みのなかで、「国、大阪府、岸和田市、JR西日本、南海電気鉄道により、特定経路及び駅舎の整備を推進し、バリアフリー化の早期完成をめざします。」と記載したように、関連機関との連携により、バリアフリー化を推進してまいります。
25	基本目標Ⅴ-「3. 人にやさしいまちづくりの推進」	・P63「◆交通環境の整備の推進」に補足 ⇒重度障害者等タクシー運賃助成制度の対象者の拡大。	2	施策項目のなかで、「障害のある人の移動の利便性を確保するため、重度障害のある人等を対象としたタクシー助成券の発行を継続するとともに、対象者への周知を図ります。」と記載しています。 重度障害者等タクシー運賃助成については、今年度から精神障害者1級の方等への対象者の拡大を実施しており、今後も制度の周知に努めてまいります。
26	基本目標Ⅴ-「3. 人にやさしいまちづくりの推進」	・P63「◆住まいの確保」に補足 ⇒身体障害者が安心して生活できるバリアフリーのグループホームの整備促進。	2	身体障害のある人が安心して生活できるバリアフリーのグループホームは重要ですが、市独自の施設整備補助は困難な状況もあり、P63「2. 生活しやすい住まいづくり」にあるように、市営住宅建て替え時においては、車いす常用者向特別設計住宅の確保などを推進してまいります。